

(別添1)

【福岡県川崎町】

端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	1,015	998	962	923	867
② 予備機を含む 整備上限台数	1,167	1,147	1,106	1,061	997
③ 整備台数 (予備機除く)	0	0	962	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	0	962	0	0
⑤ 累積更新率	0	0	100%	—	—
⑥ 予備機整備台数	0	0	125	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	0	125	0	0
⑧ 予備機整備率	0	0	13%	—	—

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和2年度に購入した端末1,200台を令和8年度に更新する。

整備台数962台(見込)

予備機125台(見込)

※整備台数は整備を行う年度の児童生徒数が基準となるため推定値より変動する可能性あり

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：1,200台

○処分方法：使用可能な端末については利活用を検討し、使用不可の端末についてはデータ消去後、町の規定に基づき適切に処分を行う。

○端末のデータの消去方法

処分事業者へ委託する

スケジュール(予定)

令和9年4月 新規購入端末の使用開始(令和8年度購入)

令和9年6月 処分事業者 選定

令和9年8月 使用済端末の事業者への引き渡し

(別添2)

【福岡県川崎町】

ネットワーク整備計画

1. 必要なネットワーク速度が確保できている学校数、総学校数に占める割合 (%)
総学校数：5校（小学校4校、中学校1校）
必要なネットワーク速度が確保できている学校数：5校
総学校数に占める割合：100%

2. 必要なネットワーク速度の確保に向けたスケジュール

- (1) ネットワークアセスメントによる課題特定のスケジュール
現時点で1. の通り、必要なネットワーク速度が100%確保されているため、
実施予定なし
※ネットワーク速度が確保されているかは適宜チェックを行い、
課題が発見された場合は随時対応を行う
- (2) ネットワークアセスメントを踏まえた改善スケジュール
(1)と同様
- (3) ネットワークアセスメントの実施等により、既に解決すべき課題が明らかになっ
ている場合には、当該課題の解決の方法と実施スケジュール
(1)と同様

(別添3)

【福岡県川崎町】

校務DX計画

1. 校務DXの推進について

校務DXの推進に向けて、教職員のICTの知識の向上や格差の是正、授業におけるICT活用促進のため、配置してあるICT支援員を活用し促進を目指す。

配布しているタブレットや大型提示装置を会議・集会等で活用し、ペーパーレス化の促進を目指す。

2. 校務支援システムについて

現在、本町では校務支援システムを導入しておらず、教職員の働き方改革を目指し、導入に向け、検討、検証を行う。

3. 校務系・学習系のネットワークの統合

現在、校務系と学習系はネットワークを切り分け、それぞれで運用している。そのため端末等の数も増え、財政的にも負担となっている。教職員端末の更新を行う予定のため、校務系・学習系ネットワークの統合を目指し、セキュリティ対策を講じたネットワークの整備を検討する。

(別添4)

【福岡県川崎町】

1人1台端末の利活用に係る計画

1. 1人1台端末を始めとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

様々な分野においてデジタル化、オンライン化が発展した現代社会の中で、教育分野においてもこれまでの一斉学習を中心とした教育から個に応じた教育へと転換を迎えている。

本町では令和5年3月策定の「川崎町教育大綱」に示している通り、「組織的・体系的・継続的な学校教育を推進し、創造性を培い、自主・自立の精神を養う」ことを基本方針の一つとして定め、教育内容、教育環境の整備に取り組んできた。引き続き整備に取り組むとともに、ICTを効果的に活用することで多様な教育ニーズを持つ子どもたちに「個別最適な学び」の機会を提供し、「創造性を培い、自主・自立の精神を養う」教育の実現を目指す。

2. GIGA第1期の総括

- ・令和2年度
 - 町内小中学校児童・生徒用タブレット端末の整備 (1,200台)
 - 町内小中学校のネットワーク環境整備
- ・令和3年度
 - タブレット用学習ソフトの導入、持ち帰り学習開始
 - ICT支援員の配置
- ・令和4年度
 - 町内小学校電子黒板の整備 (30台) ※中学校は令和元年度統廃合時に整備済

本町では上記の取組を行ってきており、現在もICT環境の充実に向けた取組を行っている。

3. 1人1台端末の利活用方策

端末の整備・更新により引き続き1人1台端末の環境を維持することを前提として以下の通り利活用を推進する。

(1) 1人1台端末の積極的活用

児童生徒の持ち帰り学習は主に中学年～高学年で実施されており、低学年ではあまり定着していないため、全学年の端末持ち帰り定着化を目指す。

また、教職員間でのICTに対する温度差があり、授業においても格差があることから教職員に対し積極的な端末利活用の勧奨を行う。

(2) 個別最適・共同的な学びの充実

1人1台端末を利活用し学習課題に取り組むことで、児童生徒一人ひとりの教育ニーズに合わせた個別最適な学びの充実を図る。

また、児童生徒が自身の考えをまとめ発表する場面や、児童生徒同士が協働でやり取

りを行うなどの授業場面において、端末を情報集約、交流ツールとして活用することを勧め、協働的な学びの充実を図る。

(3) 学びの保障

多様な教育ニーズを持った児童生徒たちを誰一人取り残すことのないよう、不登校や特別支援、日本語指導など、様々な場面で端末を活用できるような仕組みを検討する。